永平寺町空き家家賃支援事業補助金交付要綱

(目的)

第１条　この要綱は、空き家の利活用と永平寺町への定住促進及び地域の活性化を図ることを目的に、空き家を賃借する者に対して、予算の範囲内において家賃の一部を補助することについて、永平寺町補助金等交付規則（平成18年永平寺町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(１)　補助対象空き家　永平寺町空き家等情報バンクに登録されている一戸建て住宅。

(２)　入居　住宅に居住し、かつ、その住宅を住所地として町の住民基本台帳に登録されることをいう。

(３)　家賃　賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、公益費、駐車場使用料等の直接住宅の賃借料とはならないものを除く。)をいう。

(補助対象者)

第３条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空き家を賃借し、入居する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(１)　当該補助対象空き家の所有者の３親等内の親族である者

(２)　町税等に滞納がある者

(３)　町内に当該補助対象空き家以外の住宅を所有している者

(４)　過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがある者

(５)　永平寺町暴力団排除条例（平成23年永平寺町条例第８号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第３号に規定する暴力団員等又はそれらと密接な関係を有している者

(補助金の額)

第４条　補助金の額は、補助対象空き家の家賃の月額に２分の１を乗じて得た額(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、月額３万円を限度とする。

(補助金の交付対象期間)

第５条　補助金の交付対象期間は、第７条第１項の規定による交付の決定日の翌月（決定日が月の初日である場合には、決定日の属する月）から当該賃貸借契約が終了するまでの期間とし、１２ヶ月を限度とする。

２　交付の決定に係る期間の終了は、交付の決定日の属する年度の３月までとするが、翌年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、前項に規定する交付対象期間の範囲内で申請ができるものとする。

(交付の申請)

第６条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、永平寺町空き家家賃支援事業補助金交付申請書(様式第１号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　誓約書兼同意書(様式第２号)

(２)　賃貸借契約書の写し

(３)　世帯員全員の住民票の写し

(４)　世帯員全員の町税等の納税証明書

(交付の決定等)

第７条　町長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、永平寺町空き家家賃支援事業補助金交付決定通知書(様式第３号)により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めたときは、永平寺町空き家家賃支援事業補助金不交付決定通知書(様式第４号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第８条　申請者は、交付申請書に記載した内容に変更が生じたときは、永平寺町空き家家賃支援事業補助金変更申請書(様式第５号。以下「変更申請書」という。)に、変更等の内容が確認できる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

２　町長は、変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、永平寺町空き家家賃支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第６号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第９条　申請者は、交付の決定に係る期間の終了後速やかに、当該事業の成果を記載した永平寺町空き家家賃支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第７号。以下「実績報告書兼請求書」という。)に、家賃の支払いを証明できる書類（通帳の写し、家主による家賃完納証明書など）を添えて町長に提出しなければならない。

２　交付の決定に係る期間の終了が当該年度の３月である場合には、前項「交付の決定に係る期間の終了後速やかに」とあるのを「交付の決定日の属する年度の３月３１日までに」と読み替えるものとする。

(補助金の確定及び交付)

第10条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書兼請求書を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し永平寺町空き家家賃支援事業補助金額確定通知書(様式第８号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、永平寺町空き家家賃支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第９号)により、当該交付の決定を取り消すことができる。

(１)　入居する世帯員が、補助対象空き家以外の住宅を所有したとき。

(２)　虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　　附　則

　　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。